

### 第3回 東村山市児童クラブ運営等に関する代表者協議

- 開催日 : 令和4年1月20日(木)
- 出席者 : (東村山学童保育連絡協議会) 会長2名、事務局次長1名、事務局員1名  
(児童課) 児童課長、運営体制計画推進担当主査
- 協議概要

#### 1. 令和5年度における第2野火止児童クラブの指定更新に伴う第1野火止児童クラブの取り扱いについて

##### ① 民間活力の導入に関する野火止児童クラブ保護者会の評価・検証結果について

前回の協議を受け、学保連より、公営(第1)・民営(第2)が隣り合う形でこの間の運営を行ってきた野火止児童クラブ在籍児童の保護者の意向を把握するため、当該保護者会が実施したアンケート結果について示された。アンケートに回答した保護者のうち、過半数を大きく上回る保護者が民営化に理解を示しており、その結果に照らせば、野火止児童クラブに関しては、前向きに民営化を進めていくべきとの認識が示された。

##### ② 民間活力を導入する場合の考え方について

学保連より、民間活力の導入時期及び事業者については、運営面での利便性やサービスの均一化を図る目的からも、基本的には第1・2児童クラブともに同時期・同事業者とするのが良いのではないかとの認識が示された。

##### ③ 指定管理者選定(プロポーザル審査)にあたっての評価方法について

学保連より、選定にあたって、事業者の当市における運営実績(経験値)を何らかの形で審査に反映させる仕組みについては、今回のアンケート結果も踏まえ、野火止児童クラブ保護者会及び学保連役員会で引き続き検討し、検討結果については、この場を通じて市にもお示ししたい旨の申し出があった。

#### 2. 各保護者宛ての情報発信について(報告)

市より各保護者宛てに、令和3年11月26日付にて、東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会の最終報告(提言)を受けての現在の取り組みの概要などについて周知するメールを、一斉配信した件について報告した。

学保連より、市からの配信後、学保連に対して保護者からの問い合わせ等特段の反応はないが、次回2月に予定している学保連運営委員会にて、改めて本件について周知する旨の発言があった。

### 3. 意見交換

学保連より、民間活力を導入する場合の考え方について以下のような意見が述べられた。

- ・育成支援の質を落とさず、管理運営の効率性を上げる視点が重要であり、民営化にあたっては、保護者と管理運営を行う市（事業者）の双方にメリットのある方法を模索するべきではないか。
- ・前回の協議での提案（同一建屋や敷地内にある施設は、それら複数の施設をセットで民営化することや、一方の指定更新のタイミングに合わせて民営化することも検討）を踏まえ、今回の野火止児童クラブをその初回ケースとして適用し、以後の民営化も同様の方法で進めていくことが望ましいのではないかと。
- ・同一建屋や敷地内になくとも、同一学区域にある児童館内の育成室と児童クラブは同一の保護者を組織している。保護者を一にする児童クラブについては、公平性の観点からも両施設で均一化した育成支援を行うことが望ましいものとするため、同一建屋や敷地内にある施設と同様の取り扱いとすることが望ましいのではないかと。

### 4. 次回協議について

令和3年度内に、次回協議の場を持つことを互いに確認した。